調査區番號　第　　號

道府縣郡市區町村名

（上欄は市區町村長、下欄は國勢調査員之を記入す）

大字　小字　地番號

世帶番號　第　　號

準世帶の種類及名稱

申告書通し番號　第　　號（　枚の内　號）

（表）（諸色）

昭和十年十月一日

國勢調査申告書

表面及裏面の記入注意を熟讀し誤りなき樣記入せられたい

記入上の注意

一　文字は明瞭に墨又は黑色インキにて記入すること。

二　同一の記入事項がいくつあつても**同**、**同上**の如き記入を爲さず、繰返し記入すること。

三　誤記した事項を訂正する場合には線を引いて抹消し、其の傍に正しき記入を爲すこと。

被記入者の範圍

申告書に記入せらるべき者は左記(い)、(ろ)、(は)に當る者に限る。之に當らない者はたとひ家族であつても一切記入してはならない。

(い)　調査の時期、即ち十月一日午前零時（九月三十日から十月一日に移る夜半）に世帶内に現在した者は家族であると否とを問はず總べて漏れなく記入すること。調査の時期前に生れた者及世帶に入つた者、調査の時期後に死亡した者及世帶を去つた者は之を記入すること（調査の時期前に死亡した者及世帶を去つた者、調査の時期後に生れた者及世帶に入つた者は之を記入しないこと）。

(ろ)　十月一日午前零時に偶々屋外に在り又は夜業、夜勤、宿直等の爲世帶のない場所に在つても、十月一日中に自己の世帶に歸るべき者は其の世帶に現在した者として記入すること。

(は)　十月一日午前零時に汽車、電車、世帶のない舟筏又は陸路の旅行中であつて旅館其の他の世帶に宿泊しないことが豫め明かな者は最後に出發した世帶に現在した者として記入し、又豫め明かでない者は十月一日午前八時迄に始めて到著した世帶に現在した者として記入すること。

尚十月一日午前零時に帝國版圖内に現在した者であつて、何れの世帶に於ても申告せられなかつたことを知つたときには、同月四日迄に最寄の市町村長又は國勢調査員に其の旨を申出で調査を受けられたい。

國勢調査員認印

世帶人員（此の欄は國勢調査員之を記入す）　男　女　計

（用紙二枚以上を用ひたるときは上欄、下欄共に最終の用紙に記入すること）

世帶主又は世帶の管理者　氏名　　　　捺印

(イ)氏名

一　上欄の**被記入者の範圍**(い)、(ろ)、(は)に當る者の氏名を裏面の**記入の順序**に從つて漏れなく記入すること。

二　未だ命名しない者は**名ツケズ**と記入すること。

三　氏名の明かでない者は**通稱**を記入すること。

(ロ)男女の別

男は**男**、女は**女**と記入すること。

(ハ)出生の年月日

一　實際生れた年月日を記入すること。

二　生れた月日の不明な者は月又は日の上に**不明**と記入し、生れた年も不明な者は見込の年齢を**何歲**と記入すること。

三　外國人は本國の暦に依る年月日を記入しても宜しい。

(ニ)配偶の關係

未だ結婚しない者は**未**、現に妻又は夫ある者は**有**、死別又は離別して現に獨身の者は夫々**死別**又は**離別**と記入すること。

(ホ)常住地

一　調査を受ける市區町村内に平常居住して居る者は斜線を引くこと。

二　他の市區町村に平常居住して居る者は其の道府縣郡市區町村名を記入すること。

三　內地外に平常居住して居る者は**朝鮮**、**臺灣**、**樺太**、**關東州**、**南洋群島**又は**外國**と記入すること。

四　常住地の全くない者は**ナシ**と記入すること。

	(イ)氏名	(ロ)男女の別	(ハ)出生の年月日	(ニ)配偶の關係	(ホ)常住地
一			年　月　日		
二			年　月　日		
三			年　月　日		
四			年　月　日		
五			年　月　日		
六			年　月　日		
七			年　月　日		
八			年　月　日		
九			年　月　日		
十			年　月　日		

内閣統計局

（裏）（諸色）

記入の順序

世帶主又は世帶の管理者は表面の**被記入者の範圍**(い)、(ろ)、(は)に當る者を漏れなく左の順序に從つて記入せられたい。

(い)　普通の世帶では初筆に世帶主、次に配偶者、次に祖父、祖母、父、母、次に子、孫及其の配偶者、次に兄弟姉妹及其の配偶者、次に其の他の親族、次に同居人、雇人、次に來客、一時宿泊者等を記入すること、夫婦は竝べて記入すること。

(ろ)　寄宿舍、病院、旅館、下宿屋、合宿所等の準世帶では先づ寄宿人、患者、宿泊人、合宿人、次に事務員、雇人等を記入し、又船舶では先づ船客、次に船長、船員等を記入すること。

常住地(ホ欄)に關する注意

一　自己の世帶に於て調査を受ける者は勿論、然らざる者も自己の世帶の所在する市區町村内に於て調査を受ける場合には斜線を引くこと。

二　學生、生徒は通學中の宿所の所在する市區町村を常住地と爲すこと。

三　育兒院、少年教護院、養老院、傷兵院、精神病院等の收容者は其の場屋の所在する市區町村を常住地と爲すこと。

四　商用、興行等の爲常に轉々として各地を移動する者（例へば行商人、巡業俳優、船員等）でも一定した自己の世帶ある場合には其の世帶の所在する市區町村を常住地と爲すこと。

五　轉住の目的を以て調査の時旅行中の者は其の轉住先の市區町村を常住地と爲すこと。

六　調査の時一應定住して居る場所のある者はたとひ其の定住が長期間に亙ることを豫想出來なくても其の市區町村を常住地と爲すこと。

第一例

		(イ)氏名	(ロ)男女の別	(ハ)出生の年月日	(ニ)配偶の關係	(ホ)常住地
主人	一	田中信太郎	男	明治十六年二月八日	有	／
妻	二	田中ふじ	女	明治十九年六月三日	有	／
長男	三	田中信一	男	明治四十一年一月二十八日	有	／
長男ノ妻	四	田中俊子	女	大正三年七月十九日	有	／
孫	五	田中信之	男	昭和九年十二月五日	未	／

第二例

		(イ)氏名	(ロ)男女の別	(ハ)出生の年月日	(ニ)配偶の關係	(ホ)常住地
主人	一	井上猛	男	明治四十年三月十七日	有	／
妻	二	井上ふさ	女	大正二年五月十二日	有	／
長女	三	名ツケズ	女	昭和十年九月二十九日	未	／
來客	四	島田はま	女	明治十四年八月六日	死別	京都府京都市左京區

第三例

		(イ)氏名	(ロ)男女の別	(ハ)出生の年月日	(ニ)配偶の關係	(ホ)常住地
主人	一	河原清一	男	明治二十九年十一月九日	有	／
妻	二	河原きみ	女	明治三十二年一月十六日	有	／
父	三	河原清吉	男	慶應二年六月二十一日	死別	／
三女	四	河原文子	女	昭和三年十二月七日	未	／
店員	五	太田忠一	男	大正元年八月三十日	未	／
女中	六	山本千代	女	明治四十四年二月不明日	離別	／

第四例

		(イ)氏名	(ロ)男女の別	(ハ)出生の年月日	(ニ)配偶の關係	(ホ)常住地
主人	一	堀寅吉	男	明治二十三年十月十五日	有	／
妻	二	堀ヨネ	女	明治三十一年三月二日	有	／
同居人	三	大沼三郎	男	大正五年四月十八日	未	／
來客	四	三澤貞子	女	大正十二年九月十日	未	／

第五例（旅館）

		(イ)氏名	(ロ)男女の別	(ハ)出生の年月日	(ニ)配偶の關係	(ホ)常住地
宿泊人	一	大谷友造	男	明治二十六年五月一日	有	東京府東京市品川區
宿泊人	二	高松つる	女	明治二十一年七月二十七日	有	福岡縣若松市
宿泊人	三	荒川宗吉	男	明治四十二年一月二十日	未	愛知縣愛知郡日進村
宿泊人	四	山下進	男	明治三十年十月四日	死別	朝鮮
宿泊人	五	鈴木松太郎	男	明治十八年十一月十三日	有	關東州
宿泊人	六	北川文藏	男	四十二歲年月日	離別	ナシ
宿泊人	七	海野英夫	男	明治二十五年四月二十六日	有	外國

sample